

30川監公第3号

平成30年3月26日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺岡章二

同 植村京子

同 花輪孝一

同 山田益男

## 定期（工事）監査の結果

### 1 監査の種別

定期（工事）監査

### 2 監査の対象

まちづくり局、交通局、病院局

### 3 監査の範囲

平成27年度及び28年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

### 4 監査の期間

平成29年10月10日から30年3月2日まで

### 5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託798件のうち、工事45件、業務委託5件、合計50件について、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているか、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、局別の監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2による。

### 6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

このうちの多くは、設計における単位・単価や査定率の誤りなど積算に関する事例であった。

設計に当たっては、積算基準及び根拠資料を十分に確認し、より適正な積算を行われたい。

また、審査においてもこれらの点に十分に留意し行われたい。

(1) 工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの

本工事は、地上4階建て鉄筋コンクリート造の市営末長住宅を解体する工事である。

労働安全衛生規則第518条では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは作業床を設けなければならない、また、作業床を設けることが困難なときは安全帯の使用など、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じることとされている。

本工事では作業床を設けていたが、粉塵等の飛散防止のための散水作業については、作業床から散水できない箇所での作業の際に安全帯を使用するなどの墜落防止等の対策を行っておらず、監督員はこのことを把握していなかった。

川崎市請負工事監督規程によれば、監督員は請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場等の状況を把握しなければならないことから、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。



作業床（参考写真）

(工事番号4) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

## (2) 見積り等を用いた積算を適正に行うべきもの

幸区役所ほか屋外附帯工事は、幸区役所の建替え工事に伴い駐車場の整備や隣接する市民館、スポーツセンターも含めた敷地内通路の再整備等を行う工事である。

本工事には鉄くず等の有価材処分が含まれており、この積算についてみると、鉄くず以外の金属については市で単価等を定めていないことから積算基準に基づき刊行物を用いて設計価格を定め積算しているが、設計書を入力する際に単位の確認が不十分であったため誤った単価を入力していた。

また、当初計画していた地盤改良工事が取り止めとなり関連費用として計上していた試験費についても実施回数が変更となっていたが、試験費の設計変更を行っていなかった。

緊急消防援助隊活動拠点新築工事においては、見積りにより設計価格を決定しているものの一部について、単価を誤って入力するとともに、必要な補正を行っていなかった。

見積り等を用いた積算に当たっては、設計価格の確認及び設計書への入力を適切に行われたい。

(工事番号 9、13) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

## (3) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。工事に関する事務等を適切に行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 積算基準を正確に把握し設計価格等の確認を十分に行うべきもの

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、積算基準の内容把握が正確でなかったため、見積価格の審査や見積価格に乗ずる査定率の設定の確

認が不十分であった事例

(工事番号 1、30、31、32) (まちづくり局登戸区画整理事務所、  
施設整備部長寿命化推進担当)

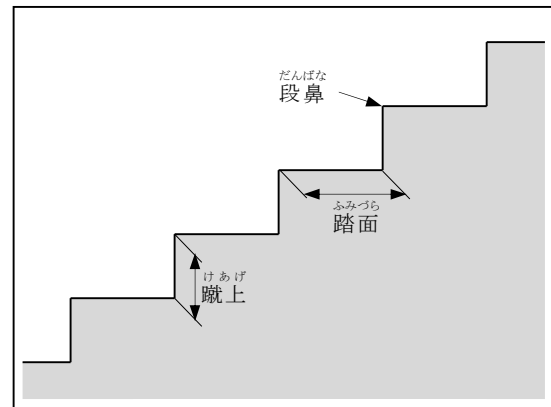
イ バリアフリー関係基準を十分に確認すべきもの

既存建築物への通路等の改修工事において、バリアフリー関係基準による階段の踏面の端部(段鼻)と周囲部分との色の明度、色相又は彩度の差の確認が不十分であったため、段が識別しにくくなっていた事例

(注) ここでいうバリアフリー関係基準とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に定められた、既存建築物においても適合に努めるべき基準をいう。



段が識別しやすい階段(参考写真)



階段各部の名称

(工事番号 9) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

別表 1 局別の監査実施状況

対象局		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
まちづくり局	工事	596	59,103,695	42	15,383,514
	業務委託	164	1,755,751	4	66,107
交通局	工事	6	74,896	1	12,517
	業務委託	9	50,752	1	32,583
病院局	工事	15	755,590	2	285,595
	業務委託	8	31,644	0	0
合計		798	61,772,328	50	15,780,316